



令和2年4月16日	
所 属	市民課
所属長	西岡 茂晴
電 話	06-6489-6408

ますます便利！ 本庁市民課窓口が毎月1回土曜日も利用できます

1 趣旨

尼崎市では、平日の市民課窓口の混雑解消を図るため、例年、年度末等の業務繁忙期に2回実施している本庁市民課窓口の臨時開庁の取組を試行的に拡大し、令和2年度は、通年で毎月最終土曜日を利用できるようにします。

2 開庁日時

5月30日～来年3月27日の毎月最終土曜日の年12回、午前9時～午後5時。

5月30日	6月27日	7月25日	8月29日	9月26日	10月31日
11月28日	12月26日	来年1月30日	2月27日	3月27日	

3 手続きできる業務

- (1) 住民票の写しなどの証明書交付
- (2) 印鑑登録
- (3) 住民異動届（転入届や転居届など）

ただし、他の市区町村のシステム稼働状況等により、一部受付できない場合があります。

なお、既に土曜日開庁を実施している3サービスセンターにおいても、本庁市民課窓口を開庁する土曜日のみ上記の(3)の手続きが完了できるようになります。

マイナンバーカード交付窓口もご利用できます。

以 上